官

ロ (2) (1) (2) (一) れ 数所 次平 (三) (一) れ 数所 次平 (三) (一) い (一) い (一) が (一) が (一) が (一) が (一) が (一) が (一) で	通所による イ 平成十八年十月 設支援	入所による 設支援 が20による指定旧法施 による指定旧法施 のの百五1による指定旧法施 が20による指定旧法による 乗じて得た数をがら五十人 一日の入所五員が五十人 が5五十人 が5五十人 が5五十人 が5五十人 が6五十人 が5五十人 が6五十人 が74、数をでする数をが高者の人 が74、数をでする数をがある。 で74、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする。 で75、数をでする数をがある。 で75、数をでする数をでする。 で75、数をでする数をでする。 で75、数をでする数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75、数をでする。 で75 をでする。 で75	分
に数人人 をる人 の 白数場 に数人人 得所人 所人 の 十か所を 超入を → 五の合 + か所を たに以 者	の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合指定身体障害者療護施設 通所による入所者の定員の以近にのいずれかに該当する場合数に三を加えて得た数を超える場合を身体障害者療護施設 通所による入所者の定員の数が三十人以下の旧指で身体障害者療護施設 通所による入所者の定員の数が三十人以下の旧指で身体障害者療護施設 通所による入所者の定員の数の平均値が次のの①又は②のいずれかに該当する場合	(入所者療護施設の過去三月間の入所者(入所者療護施設の過去三月間の入所者(入所定員の数が、入所定員の数に百分の百十を出入を超える場合又は次の①若しくは②が変の平均値が、入所定員の数に百分の百十を記える場合とした数に百分の五を乗じて得た数を超える場合とした数に百分の五を乗じて得た数を超える場合とした数に百分の五を乗じて得た数を超える場合といる。次の①及治費を通過を表して得た数を超える場合といる。	厚生労働大臣が定める入所者の数の基準
	る。 例 受 打て、 得 者 所 程 り 算 定 法 を の 所 に り 算 定 法 他 の り 算 に と の の り り に り り に り り に り り に り り り り た り り り り	る。 例により がに百分の所定 が で、指定単位十年 が が で が が で が が に る の が に る り り に る り り に る り り の り の り り の り り り り り り り り り り り	法に対している。というでは、おいます。というは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで

			設指通 支定旧に 援法施 施る		設指入 支援 援 法施 施	分設指 支援 の区 区
(1) 過去三月間の通所による入所者の変に百分の百五を乗じて得たの数に当該通所による入所者の数の平均値が、通数を加えて得た数を超える場合 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 数を加えて得た数を超える場合 かん (1)以降 で、通いで、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	合定指所に体所がに対している。 一定指所によるに対している。 一定を明まるでは、対している。 一定を明まるでは、対している。 一定を明まるでは、対している。 一定を明まるでは、対している。 一定を明まるでは、対している。 一定を明まるでは、対している。 一定を明まるでは、対している。 一定を明まるでは、対している。	(2) 「日の通所による入所者の数が次の一から三までの日)」 過去三月間の通所による入所者の定員の数に三を加えて得た数を超える場合	の)、スは沙のハデル成十八年十月一日か	に五を加えた数を加えて得た数を超える場合()、入所定員が五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数を超える旧指定特定身体障害者授産に五を加えた数を超える場合	所定員が五十人を超えない旧指のいずれかに該当する場合の百五を乗じて得た数を超えるび2において同じ。)の数の平均による指定旧法施設支援を受けによる指定旧法施設支援を受けに対した。	厚生労働大臣が定める入所者の数の基準
		る。の例により算定基準にて、指定には、対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	一心地	はロリテ	シリス ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	法 施設支援費の算定方 を を を を と と を で き 者 授 産 き 者 授 産 き 者 授 を を り た り た り た り た り た り た り た り た り た

の数の基準に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところにより算定する。 支援費については、次の表の上欄に掲げる指定旧法施設支援の区分及び同表の中欄に掲げる入所者 支援費については、次の表の上欄に掲げる指定旧法施設支援を行った場合の旧身体障害者授産施設 定身体障害者施設基準第二条第三号に規定する指定特定身体障害者授産施設(以下「旧指定特 指定身体障害者施設基準第二条第三号に規定する指定特定身体障害者授産施設(以下「旧指定特 指定日法施設支援単位数表第3の1の旧身体障害者授産施設支援費の注2の厚生労働大臣が定め